

令和4年(2022年)7月7日

総合教育会議 資料

学校教育部 学校教育課

部活動改革

1 部活動改革の経緯

- (1) 平成28年 本市中学校部活動生徒のいじめを原因とする自死事案発生
- (2) 令和元年 本市中学校部活動中の教員の指導に起因する生徒転落事案発生
- (3) 令和2年10月9日に「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」(以下、基本方針)策定。再発防止に係る5つの柱に部活動改革を位置付けた。
- (4) 基本方針を策定(令和2年10月)後、部活動中の教員による体罰逮捕事案の発生。

●事案の共通点として、部活動が舞台となっていることから、部活動の在り方や活動実態に問題が焦点化

2 部活動改革の方向性

- (1) いじめに対する適切な初期対応を行うとともに、重大事態への対応力を高め、深刻な事態となることの防止。
- (2) 部活動を含む学校運営において、教員による体罰、暴言、ハラスメントの根絶。

3 部活動改革の具体的施策

(1) 実態調査の実施

- ①部活動アンケートの実施(生徒・保護者・教員)⇒白書作成(令和3年3月)
- ②BUKATSU アンケート実施⇒モデル校中心に6校14部活動が参加。
・チーム状態の数値化(可視化)し、指導の方向性を明確化 ⇒ 検証可とする

(2) 宝塚市いきいき運動部のあり方検討委員会発足(令和3年3月)

委員：学識者(群馬大学吉田浩之教授・桃山学院大学川口厚准教授) 中学校長2名
中学教頭1名 教員3名 市教委担当指導主事

目的：①部活動の適切な運営

②部活動の段階的な地域移行への対応

⇒部活動指導者育成指標作成

4 令和4年度取組 宝塚市部活動指導者育成指標活用について

- (1) 部活動指導者育成指標に基づく研修(市内全中学校)
- (2) 部活動指導者育成指標 HP 掲載
- (3) 市内中学校(1校)にモデル校の設置
- (4) R4 年度版部活動ガイドラインの徹底遵守
- (5) 宝塚市部活動指導者育成に準ずる外部指導者研修
- (6) 指導者育成指標活用取り組み事例冊子作成(教育委員会事務局)
- (7) 部活動地域移行について活用

宝塚市立中学校 部活動ガイドライン (改訂版)

宝塚市教育委員会

策定 令和元年（2019年）4月

改訂 令和4年（2022年）4月

～ もくじ ～

はじめに	・・・	1
1 部活動について	・・・	2
2 適切な運営のための体制整備	・・・	3
3 部活動の実施に当たって	・・・	4
4 適切な指導の実施	・・・	5
5 熱中症対策について	・・・	6
6 適切な休養日の実施	・・・	7
7 保護者との連携・配慮	・・・	8
8 教育委員会の取組	・・・	8
9 巻末資料		
部活動に係る活動方針作成例	・・・	10
年間活動計画作成例	・・・	12
月間活動計画及び実施報告作成例	・・・	13
<u>宝塚市部活動指導者育成指標</u>	・・・	14
<u>宝塚市教職員研修会計画一覧</u>	・・・	15

はじめに

中学校の部活動は、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の責任者（以下「顧問」といいます。）の指導のもと、学校教育の一環として行われてきました。部活動に参加することで、生徒一人ひとりが顧問や仲間とのかかわりの中で、それぞれの個性や能力を伸ばしたり、社会性や人間性を育むなど、さまざまな経験を積むことが期待されています。

本市では、平成30年（2018年）3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が、同年9月に兵庫県教育委員会から「いきいき運動部活動（4訂版）」（以下「県4訂版」といいます。）が示されたことを踏まえ、令和元年（2019年）から「宝塚市立中学校部活動ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。）を策定し、取組を進めてきました。

本市において、部活動は顧問の献身的な取組の積み重ねの上に成り立っている反面、様々な改善すべき課題があります。中でも、近年発生した数々の事案が部活動に起因している状況も踏まえつつ、顧問の負担軽減や生徒の健全な成長への配慮等、部活動の適正化を図る必要があります。

本ガイドラインは、部活動の意義や目的を改めて確認するとともに、生徒にとっても、顧問にとっても、より安全で充実した部活動となるよう、その運営や指導の在り方について示すものです。また、令和4年（2022年）4月改訂において、新たに「宝塚市部活動指導者育成指標」（以下「育成指標」といいます。）を策定し、本市の教職員及び部活動に係る指導者の目指すべき指標として位置付けました。各中学校においては、本ガイドライン及び育成指標に則り、関係団体等との連携のうえ、持続可能な部活動をめざして、本ガイドラインの遵守と育成指標に関連した研修に取り組むこととします。

なお、本ガイドラインは運動部活動について記載していますが、文化部活動についてもこれに準じて取り扱うものとします。

宝塚市教育委員会

1 部活動について

(1) 部活動の位置づけ

中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月 31 日文部科学省告示第 64 条・令和 3 年 4 月 1 日施行）では、部活動について、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること明示されています。

従って、教育的意義が部活動の充実のみで図られるのではなく、部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果を高める活動として実施されなければなりません。

(2) 意義

部活動には、生徒の多様な学びの場としての教育的意義があります。

- ◇ 喜びと生きがいの場
- ◇ 体力の向上と健康の増進
- ◇ 豊かな人間性の育成
- ◇ 明るく充実した学校生活の展開
- ◇ 生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための基礎づくり

(3) 問題点

従来から、次のような問題点が指摘されています。

- ◆ 勝利至上主義的な考え方から生徒に過度の練習を強いるケースがある
- ◆ 生徒の自主性、個別性を軽視した運営がなされている場合がある
- ◆ 担当していない部の課題に対して、教員間で意見交換がなされにくい
- ◆ 部員内の同調圧力や閉鎖性から不均衡な力関係が発生する場合がある
- ◆ 教員の超過勤務の増大が問題となっている
- ◆ 顧問が未経験の種目を担当することが見受けられる
- ◆ 生徒数の大幅な減少により部員数や顧問数が減少して、運営体制の維持が困難である

これらに加えて、近年では教職員の働き方改革の一環から、持続可能な部活動の在り方が問題となっています。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 各校における「部活動に係る活動方針」の決定

学校は、毎年度、部活動方針を策定し、ホームページ等への掲載による公表を行います。

(2) 活動計画・実施報告の作成

顧問は、学校の「部活動に係る活動方針」に則り、年間活動計画並びに月間活動計画及び実施報告を作成し、校長に提出します。

(3) 適正な指導者の配置と部活動の設置

顧問の決定に当たっては、複数顧問制や顧問、担任、養護教諭等が連携を図る等、学校全体での適切な指導・運営体制構築を図ることとします。

(4) 各顧問の情報交換

部活動の充実に向け、顧問間で情報交換を行うことは重要です。特に、経験の浅い顧問に部活動の在り方や運営・指導方法等についてアドバイスをする機会として顧問会の活用を図ることとします。

(5) 「部活動外部指導者」の活用

部活動外部指導者を活用するときは、その実施要領に則って運用します。

3 部活動の実施に当たって

(1) 校長及び顧問は、文部科学省が平成 25 年（2013 年）5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、以下のことを徹底します。

- ① 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）
- ② 事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）
- ③ 体罰・ハラスメントの根絶

顧問は専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うとともに、中央競技団体が作成する合理的で、かつ、効率的・効果的な活動のための指導手引を活用し、適切な指導を行います。

(2) スポーツ医・科学の見地から、顧問は、以下のことを理解し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。

- ① トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。
- ② 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと。
- ③ 生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成させること。

4 適切な指導の実施

部活動は、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色を持ちます。学校は、生徒の主体性、自主性を育む部活動指導を通して、いじめ等の発生防止を含めた適切な集団づくりを行う部活動文化の醸成を図る必要があります。

(1) 対話を重視した適切な指導の実施

個性を伸ばし、友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるという部活動の意義を再確認し、「連帯責任」を取らせるなどの特定の生徒に対して非難が向けられるような指導ではなく、対話を重視した指導を実施することが重要です。

(2) 生徒の主体性、自主性を育む指導

生徒が自分たちで目標や課題、部活動内での役割など自ら設定し、その達成、解決に向けて必要な取組を考え、活動ができるように支援をすることが大切です。

(3) 特別支援教育の視点を生かした指導

学校には多様な特性のある生徒たちがおり、練習や試合等で困り感が解消されずに、注意ばかり受けてつらい思いをすることがあります。生徒の困難さに着目した組織的で丁寧な指導を行います。

(4) いじめが疑われる場合の対応

部活動でいじめが疑われる場合の対応については、学校いじめ防止基本方針に則り、部活動内に留めることなく、学校いじめ防止委員会等において情報共有し、組織的対応を行う校内体制の確立を図るようにします。

(5) 安全管理・事故防止

部活動中に予測される危険性の事前確認や使用する用具・練習場等の安全点検を行うとともに、用具等の扱いや活動内容について安全に配慮した指導を行い、事故の未然防止に努めます。

(6) 早朝練習時の安全確保

早朝練習においては、顧問が生徒の体調確認を行い、練習等に参加させるかを判断します。活動中は、敷地外等の活動でも、生徒の状況を把握できるように留意します。

5 熱中症対策について

(1) 部活動中の熱中症事故防止の徹底

「環境省熱中症予防情報サイト」(<http://www.wbgt.env.go.jp/>)を参考に、部活動実施の可否について検討するとともに、実施する場合には次の事項を遵守します。

- ① 「暑さ指数(WBGT)」(環境省)や「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)【下図】を参考にします。
- ② 活動する環境条件に応じて練習時間や内容の見直しを行います。
- ③ 活動前に健康観察を行い、体調の悪い者は運動をさせません。また、活動中に体調が悪くなった場合は、我慢をさせずに顧問に申し出るようにします。
- ④ こまめに休憩時間を設け、「強制的な水分補給」と「自主的な水分補給」を併用し、適宜、水分補給を行います。併せて適切な塩分補給も行います。



- 1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい
- 2) 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

6 適切な休養日の実施

勝利至上主義的な考えから、「休養日」もほとんどなく、長時間にわたる活動を生徒に強制することは、バランスのとれた生活やスポーツ障害を予防する観点からも改善を図る必要があります。「休業日」となる土曜日及び日曜日は、家族とのふれあいやボランティア活動、地域活動などへの参加を促すとともに、心身をリフレッシュさせるためにも「休養日」とすることが望まれます。やむを得ず部活動を実施する場合にも、学校週5日制の趣旨を十分に踏まえ、部活動のみに終始する一日とならないようにするなど、配慮が必要です。

ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する医・科学的観点を踏まえ、以下を基準とします。

(1) 休養日（活動しない日）の設定について

学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設けます。

- ※ 平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上を休養日とします。
- ※ 休養日とは、早朝及び放課後等全ての活動をしない日とします。
- ※ 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行います。
- ※ 休業日に大会参加等で活動し、休業日に休養日が設定できなかった場合は、休養日を他の日（平日も可）に振り替えます。ただし、振替日を長期オフシーズンに設定はしないこととします。

(2) 1日の活動時間について

平日は2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とします。

- ※ 活動時間には、練習前の更衣や用具等の準備、練習後の後片づけにかかる時間は含まないこととします。
- ※ 早朝練習を行う場合は30分程度とし、1日の活動時間に含むこととします。

(3) 長期オフシーズンの設定について

- ① 定期考査中や長期休業中などを利用し、長期オフシーズンを設けます。
- ② 夏季休業日には節電休業期間を含む連続する7日間を、冬季休業日には学校閉鎖期間（12/29～1/3）を休養期間（オフシーズン）として設け、生徒が十分な休養をとり、家庭や地域で過ごす時間を確保します。

(4) 学校単位で参加する大会等の見直しについて

学校単位で参加する大会や合宿等についても、上記（1）（2）（3）を基準とし、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担とならないことを考慮して参加することとします。

7 保護者との連携・配慮

部活動を充実させるためには、保護者からの理解や協力を得ることが不可欠です。部活動に対する保護者の考え方も様々であり、保護者に部活動を正しく理解してもらうことは、とても大切なことです。

- (1) 保護者会を年度当初に開催するなどして、部活動の方針・年間計画などを保護者に説明するとともに、毎月の活動予定を配布するなどして、保護者に理解を求める必要があります。
- (2) 保護者負担をできるだけ軽減するように配慮し、必要経費等を徴収する場合は、用途と集金額を保護者に事前に文書で説明をし、実施後は決算報告を行うこととします。
- (3) 傷病時には、必ず保護者に連絡し、適切な対応を行います。

8 教育委員会の取組

- (1) 県4訂版に則った本ガイドラインに基づき、市立中学校における部活動の適正化に向け、学校に必要な支援等に取り組みます。
- (2) 生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、保護者の理解と協力、民間事業者の活用、地域のスポーツ団体との連携など、学校と地域が協働してスポーツ環境整備を進めます。
- (3) 生徒の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、保護者の理解と協力を促します。
- (4) 学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい活動計画及び活動実績の様式の作成等を行います。
- (5) 顧問を対象とする指導に必要な知識及び実技の質の向上を図る研修、並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営を図るための研修を実施します。
- (6) 学校における生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶に向けた取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行います。
- (7) 部活動の充実と教員の負担軽減が図られるよう、「部活動外部指導者」を生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえて効果的に配置するよう努めます。
- (8) 少子化に伴い、部員不足により十分な活動ができない場合は、生徒の活動機会が損なわれないよう、複数の学校による合同部活動等の取組を推進します。
- (9) 教員育成指標の策定方針を参酌して宝塚市の育成指標を策定し、それを活用して研修計画を立て、教職員及び外部指導者等の資質の向上を行います。

【 参考資料 】

- ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン【平成 30 年(2018 年)3 月・スポーツ庁】
- ・いきいき運動部活動（4 訂版）【平成 30 年(2018 年)9 月・兵庫県教育委員会】
- ・運動部活動での指導のガイドライン【平成 25 年(2013 年)5 月・文部科学省】
- ・熱中症予防運動指針【公益財団法人 日本スポーツ協会】

9【巻末資料】

部活動に係る活動方針作成例

2022年度 宝塚市立●●中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動について

(1) 位置づけ

本校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育がめざす資質・能力の育成を資するものです。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものです。

(2) 意義

部活動には、生徒の多様な学びの場としての以下のような教育的意義があります。

- ◇ 喜びと生きがいの場
- ◇ 体力の向上と健康の増進
- ◇ 豊かな人間性の育成
- ◇ 明るく充実した学校生活の展開
- ◇ 生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための基礎づくり

2 適切な指導について

- (1) 顧問は、本校の活動方針に則り、年間活動計画並びに月間活動計画及び実施報告を作成し、校長に提出します。
- (2) 顧問は、「連帯責任」を取らせるなどの特定の生徒に対して非難が向けられるような指導ではなく、対話を重視し、体罰やハラスメントのない適切な指導を行います。
- (3) 部活動前に、顧問が生徒の体調確認を行い、練習等に参加させるか判断します。
- (4) 部活動でいじめが疑われる場合の対応については、学校いじめ防止基本方針に則り、部活動内に留めることなく、学校いじめ防止委員会等において情報共有し、組織的対応を行います。
- (5) 部活動中は、安全に配慮した指導を行い、事故の未然防止に努めます。

3 熱中症対策について

- (1) 「環境省熱中症予防情報サイト」を参考に、部活動実施の有無について検討します。
- (2) 部活動を実施する際は、こまめに休憩時間を設け、「強制的な水分補給」と「自主的な水分補給」を併用し、適宜、水分補給を行い、併せて適切な塩分補給も行います。

4 休養日の設定と活動時間について

(1) 休養日（活動しない日）

学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設けます。

※ 平日及び土日等の休業日にそれぞれ 1 日以上を休養日とします。

※ 長期休業中は、学期中に準じた扱いを行います。

※ 休業日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。

(2) 1 日の活動時間

平日は 2 時間程度、土日等の休業日は 3 時間程度とします。

※ 活動時間には、練習前の更衣や用具等の準備、練習後の後片づけにかかる時間は含みません。

※ 早朝練習を行う場合は 30 分程度とし、1 日の活動時間に含みます。

(3) 長期オフシーズンの設定

① 定期考査中や長期休業中などを利用し、長期オフシーズンを設けます。

② 夏季休業日には節電休業期間を含む連続する 7 日間を、冬季休業日には学校閉鎖期間（12/29～1/3）を休養期間（オフシーズン）として設けます。

5 保護者との連携について

(1) 保護者会を年度当初に開催するなどして、部活動の方針や年間計画などを保護者に説明するとともに、毎月の活動予定を配布するなどして、保護者に理解を求めます。

(2) 傷病時には、必ず保護者に連絡し、適切な対応を行います。

6 本年度の部活動について

(1) 本年度設置する部活動

【運動部】

陸上競技部、柔道部、剣道部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、サッカー部
女子バレーボール部、男子卓球部、女子卓球部、男子ソフトテニス部、女子ソフトテニス部
軟式野球部、ソフトボール部

【文化部】

吹奏楽部、美術部、放送部、茶華道部

(2) 完全下校時刻

◆ 4 月～9 月…18 : 00

◆ 10 月・3 月…17 : 30

◆ 11 月～2 月…17 : 00

2022年度 ●●●部 << 年間活動計画 >>

顧問	●●●●・■■■■・▲▲▲▲
部員数	1年()名・2年()名・3年()名
活動日	月～金(うち1日は休み)・土日(うち1日は休み) ※大会等で土日の両日とも活動した場合は、他に振り替える。
活動時間	平日2時間程度・休日3時間程度
活動場所	グラウンド

月	大会
4	
5	
6	
7	夏季総体(市内大会)
8	
9	新人大会(市内大会)
10	新人大会(阪神大会)(県大会)
11	
12	
1	
2	
3	協会杯

月間活動計画及び実施報告作成例

記入例

2022年度 ●●●部 < 月間活動計画及び実施報告 >

宝塚市立●●中学校

月/日 (曜日)	< 活動計画 >			< 実施報告 >		
	予定	活動時間	場所	実施	活動時間	場所
4/1 (月)	OFF			OFF		
4/2 (火)	練習	9:00~12:00	グラウンド	練習	9:00~12:00	グラウンド
4/3 (水)	練習	13:30~16:30	グラウンド	練習	13:30~16:30	グラウンド
4/4 (木)	練習	9:00~12:00	グラウンド	練習	9:00~12:00	グラウンド
4/5 (金)	練習	13:30~16:30	グラウンド	練習	13:30~16:30	グラウンド
4/6 (土)	練習試合	9:00~12:00	■■中学校	練習試合	9:00~12:00	■■中学校
4/7 (日)	OFF			OFF		
4/8 (月)	OFF			OFF		
4/9 (火)	練習(放課後)	16:15~17:45	グラウンド	練習(放課後)	16:15~17:45	グラウンド
4/10 (水)	練習(早朝)	7:40~8:10	グラウンド	練習(早朝)	7:40~8:10	グラウンド
4/11 (木)	OFF			OFF		
4/12 (金)	練習(早朝)	7:40~8:10	グラウンド	練習(早朝)	7:40~8:10	グラウンド
4/13 (土)	大会	9:00~12:00	スポーツセンター	大会	9:00~12:00	スポーツセンター
4/14 (日)	大会	13:00~16:00	スポーツセンター	OFF		
4/15 (月)	OFF			OFF		
4/16 (火)	OFF			練習(早朝)	7:40~8:10	グラウンド
4/17 (水)	練習(早朝)	7:40~8:10	グラウンド	練習(早朝)	7:40~8:10	グラウンド
4/18 (木)	練習(早朝)	7:40~8:10	グラウンド	練習(早朝)	7:40~8:10	グラウンド
4/19 (金)	練習(早朝)	7:40~8:10	グラウンド	練習(早朝)	7:40~8:10	グラウンド
4/20 (土)	練習	13:00~16:00	グラウンド	練習試合	9:00~12:00	★★中学校
4/21 (日)	OFF			OFF		
4/22 (月)	OFF			OFF		
4/23 (火)	練習(放課後)	16:15~17:45	グラウンド	練習(放課後)	16:15~17:45	グラウンド
4/24 (水)	練習(早朝)	7:40~8:10	グラウンド	練習(早朝)	7:40~8:10	グラウンド
4/25 (木)	練習(放課後)	15:15~17:15	グラウンド	練習(放課後)	15:15~17:15	グラウンド
4/26 (金)	練習(早朝)	7:40~8:10	グラウンド	練習(早朝)	7:40~8:10	グラウンド
4/27 (土)	練習試合	9:00~12:00	▲▲中学校	練習試合	9:00~12:00	▲▲中学校
4/28 (日)	OFF			OFF		
4/29 (月)	OFF			OFF		
4/30 (火)	OFF			OFF		

この「A6」セルに年月日を入力すると、以下その月の
平日と曜日が自動的に表示されます

ドロップダウンリストから
選択してください

開始時刻～終了時刻を
記入してください

変更があったところは
赤字で修正してくださ

宝塚市 部活動指導者育成指標

項目	指標内容
1 部活動を担う素養	① 学校教育の一環である部活動において、教育に対する情熱・使命感をもち、生徒に愛情をもって接することができる。
	② 部活動において、安全に配慮しながら、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感等を育てることができる。
	③ 教養、社会性、コミュニケーション力、想像力等の総合的な人間性を備えている。
	④ 高い倫理観と規範意識をもち、自らの人権感覚を高めることができる。
	⑤ 生徒、保護者、地域や関係機関等と公正・公平な立場で対応することができる。
	⑥ 常に意欲的に学び続ける姿勢をもち、新たな課題へ挑戦することができる。
2 宝塚市の課題への対応	① 学校や地域の実態に応じて、外部指導者や地域の協力を得ての実施や複数校での合同実施、関係施設や関係団体等との連携による実施等の部活動の多様な運営方法に対応することができる。
	② いじめ、不応等への対人的な教育課題の重要性を理解し、その予防・解決に取り組み、生徒が安心して部活動に取り組むことができるようにする。
	③ 教職員が生徒と向き合う時間の確保と、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、計画的に部活動を実施することができる。
	④ 法令を遵守し、生徒に対するハラスメントや不適切な言動を行わず、部活動の指導を行うことができる。
3 部活動経営、部活動計画及び安全管理	① 当該校の活動方針及び計画に基づき、当該部の年間活動計画並びに月間活動計画及び活動実績を作成することができる。
	② ガイドライン等が示す活動時間と休養日を守るとともに、一定期間の休養期間を計画的に設けることができる。また、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動になるようにすることができる。
	③ 生徒や保護者との意見交換等を通じて生徒の部活動に関するニーズを理解し、また、生徒の主体性を尊重しながら、当該部の活動目標、指導方針、活動計画等を検討、設定、改善することができる。
	④ 生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動等、バランスのとれた生活を送ることができるよう指導をすることができる。
	⑤ 生徒が部活動を通して、教育課程において学習する内容の大切さについて認識することができるようにする。また、生徒が部活動を通して、自らの適性や興味や関心等についてより深く追求することができるようにする。
	⑥ 安全のための危機管理や健康管理の在り方を理解し、事件、事故、熱中症、トラブル、感染症等の予防や対応をすることができる。
4 部活動の専門性に応じた指導・援助	① 生徒がスポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を涵養できるようにするとともに、スポーツ、文化、科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって継続する資質や能力を育てることができる。
	② 生徒や地域の実態に応じた練習の内容や方法を工夫し、効果的な練習計画を立て実施することができる。
	③ 部全体や生徒個々の専門的な知識や技能及び競技力の課題を分析し、計画的に改善・向上に取り組むことができる。
	④ 日々の実践を振り返り、指導者自らの適性や課題に応じた研究・研修に努め、指導の内容や方法の工夫・改善を行い、自らの専門的知識や技能の向上に意欲的に取り組むことができる。
	⑤ 過重な練習の実施や生徒のバーンアウト等を防止しながら、勝利を過剰に重視することなく、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む指導をすることができる。
	⑥ 生徒が技能、記録、安全確保等に関する自分の目標や課題について、自ら明確にできるようにする。また、そのような目標の達成や課題の解決に向けて、生徒が主体的に考え調べ、必要な内容や方法等を実践することができるようにする。
5 部活動における教育	① 生徒同士の好ましい人間関係を構築することができる。また、生徒の学習意欲の向上や自己肯定感、責任感や連帯感を涵養することができる。
	② 部活動において生徒の学びや成長を把握し、指導方法の改善につなげることができる。
	③ 生徒個々の目的・目標やニーズや入部理由等を把握し、個別的に支援することができる。
	④ 自他の人権意識を高めていこうとする生徒の実践的な行動力を育成することができる。
	⑤ 生徒との適切な距離を保ちながら、生活背景や内面の理解に努め、カウンセリングマインドとストレスマネジメントに基づく指導を行うことができる。
6 特別な配慮を必要とする生徒への対応及び個性や多様性への配慮	① 多様な個性や課題を有する生徒や、特別な配慮を必要とする生徒の部活動における取り組みや学びの過程において生じるニーズや困り感や困難さに応じた、個別的な指導や支援を行うことができる。
	② 特別な配慮を必要とする生徒の個別的教育支援計画や指導計画に基づき、保護者や関係機関等と連携しながら、部活動における個別の支援を行うことができる。
7 保護者や地域、関係機関等との連携及び協働	① 学校・各部活動と保護者・地域等は、共に生徒の健全な成長のための教育や部活動環境の充実を支援するパートナーであるという考えのもと、保護者、地域や関係機関等と連携し、情報を共有しながら、開かれた部活動運営をすることができる。
	② 保護者と話し合う機会を設ける等、意思の疎通を大切に、信頼関係を築くことができる。
	③ 生徒や保護者に対して、当該校全体の目標・方針、各部の活動の目標・方針・計画、指導（練習）方法、活動の期間や時間、活動の諸経費等について、理解を得られるよう積極的に説明することができる。
8 他の教職員等との連携及び協働	① 部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、部活動の意義、運営や指導の在り方について教職員相互に理解を深め、組織的に取組を進めることができる。
	② 部顧問、担任、養護教諭、外部指導者等が連携を図り、複数の教職員が関わって部活動に取り組むことができる。
	③ 部活動の指導の内容や方法等に関して、同僚・先輩や管理職等に積極的に相談し、多様な知見を指導に生かすことができる。
	④ 他の教職員等と意見交換し情報共有を図りながら、教職員等が相互に個性や特性の理解に努め、協働して課題に取り組むことができる。
	⑤ 専門的知見を有する他の教職員（保健体育担当の教師や養護教諭等）と連携・協力し、発達段階の特徴・個人差、健康管理、安全確保、栄養管理等に関する知識を得るよう努めながら、指導を行うことができる。

宝塚市教職員研修会計画一覧（兵庫県教育委員会主催含む）

期日	会場	テーマ・内容	対象者	種類	部活動指導者育成指標
4月	教育総合センター	宝塚の教員として	初任者	宝塚市初任者研修	1①②③④⑤⑥, 2①②③④
4月	教育総合センター	コンプライアンス・服務	初任者	宝塚市初任者研修	2③④, 3②, 8①②③④⑤
4月	教育総合センター	宝塚市における生徒指導について	初任者	宝塚市初任者研修	1①③⑤, 2②④
4月	教育総合センター	宝塚市におけるICT教育・GIGAスクールについて	初任者	宝塚市初任者研修	2④, 7①②
4月	教育総合センター	特別支援について	初任者	宝塚市初任者研修	2②, 3③, 4⑤, 5③④, 6①②, 7②③, 8③
4月	未定	教職員としての心構え①（社会人のマナー）	初任者	兵庫県初任者研修	1⑤, 2①②③④, 3③, 7①②③, 8①②③④⑤
4月	未定	教職員の服務	初任者	兵庫県初任者研修	2③④, 3②, 8①②③④⑤
5月	未定	初任者に期待すること	初任者	兵庫県初任者研修	1①②③④⑤⑥, 2④, 5⑤
5月	未定	特別支援教育の推進	初任者	兵庫県初任者研修	5②③⑤, 6①②, 7①②③
5月	未定	教職員としての心構え②（非遵行為の防止）	初任者	兵庫県初任者研修	1⑤, 2③④, 3②③, 5⑤, 7①②③
5月	未定	健康教育	初任者	兵庫県初任者研修	3⑥, 6①②
5月	未定	教職員のメンタルヘルス	初任者	兵庫県初任者研修	2④, 5⑤, 8①②③④⑤
5月	未定	生徒指導・学級経営の充実	2年次	兵庫県2年次研修	1⑤, 2②④, 3③⑥, 5①⑤, 7①②③
5月	未定	児童生徒や保護者からの信頼関係確保に向けて②	2年次	兵庫県2年次研修	3③⑥, 2④, 5⑤, 7①②③
5月	未定	教員のストレス及びその対処法	2年次	兵庫県2年次研修	2④, 5⑤
6月	県立教育研修所	児童生徒の情報モラル養成講座－児童生徒が利用するインターネットの世界－	現職教員	兵庫県現職者研修	1⑥, 3⑥
6月	県立教育研修所	教員と児童生徒のためのストレスマネジメント講座－心の危機的事態と対応－	現職教員	兵庫県現職者研修	2④, 5⑤
6月	県立教育研修所	自他の命を大切にすることを育む教育講座	現場教員	兵庫県現職者研修	1④, 2②, 5①④
6月	県立教育研修所	不登校問題への対応講座－不登校の理解と対応のために－	現場教員	兵庫県現職者研修	1④, 2②, 5①④
6月	県立教育研修所	資質能力を育む教科の授業づくり（ねらい、めざす子どもの姿）	初任者	兵庫県初任者研修	6①②
6月	勤務校	生徒指導・特別支援教育①（児童・生徒理解）	初任者	兵庫県初任者研修	5②③⑤, 6①②, 7①②③
6月	未定	教育相談（カウンセリングマインド等）	初任者	兵庫県初任者研修	2②, 3③, 5①②③⑤, 7①②③
6月	未定	児童生徒理解の基礎（いじめ防止等）	初任者	兵庫県初任者研修	2②, 5①⑤, 8①②③④⑤
7月	教育総合センター	コンプライアンス	現職教員	宝塚市パワーアップ研修	2②, 3③, 4⑤, 5③④, 6①②, 7②③, 8③
7月	教育総合センター	LGBTQ	現職教員	宝塚市パワーアップ研修	6①②
7月	教育総合センター	学校づくりへの参画・OJT	現職教員	宝塚市パワーアップ研修	1⑤, 7①②③, 8①②③④⑤
7月	教育総合センター	同和教育	現職教員	宝塚市パワーアップ研修	6①②
7月	教育総合センター	学級経営・集団づくり	現職教員	宝塚市パワーアップ研修	1⑤, 2②④, 3③⑥, 5①⑤
7月	教育総合センター	発達特性	現職教員	宝塚市パワーアップ研修	4⑤, 5③, 6①②
7月	県立教育研修所	いじめ問題への対応講座－「いじめ未然防止プログラム」の活用－	現場教員	兵庫県現職者研修	2②, 5①
7月	南但馬自然学校	不登校児童生徒への支援①（県内の実態）	初任者	兵庫県初任者研修	2②, 5①⑤, 7①②③, 8①②③④⑤
7月	勤務校	心の健康教育（自殺予防等）	初任者	兵庫県初任者研修	2④, 3⑥, 5⑤
7月	県立教育研修所	学び続ける教員になるために②	3年次	兵庫県3年次研修	1⑥, 4④, 5②
7月	県立教育研修所	児童生徒や保護者からの信頼確保に向けて③	3年次	兵庫県3年次研修	3③⑥, 7①②③
8月	教育総合センター	学習指導	初任者教員	宝塚市初任者研修	1①②③④⑤⑥④②, 5②
8月	教育総合センター	学習指導・学級経営・児童生徒理解	初任者教員	宝塚市初任者研修	1①②③④⑤⑥, 4②, 5①②③④⑤
8月	教育総合センター	ヤングケアラ－	現職教員	宝塚市パワーアップ研修	6①②
8月	教育総合センター	学力向上	現職教員	宝塚市パワーアップ研修	4②
8月	南但馬自然学校	不登校児童生徒への支援②	初任者	兵庫県初任者研修	2②, 5①⑤, 7①②③, 8①②③④⑤
9月	県立教育研修所	人権教育講座－インターネットによる人権侵害－	現職教員	兵庫県現職者研修	1④⑥, 4②, 5②④
9月	県立教育研修所	生徒が使って学ぶタブレット端末活用講座	現職教員	兵庫県現職者研修	1⑥
9月	勤務校	生徒指導・特別支援教育②（特性理解）	初任者	兵庫県初任者研修	5②③⑤, 6①②, 7①②③
9月	県立教育研修所	児童生徒や保護者からの信頼確保に向けて①	初任者	兵庫県初任者研修	1⑥, 3③⑥, 4④, 7①②③, 8①②③④⑤
11月	県立教育研修所	児童虐待問題への対応講座－関係機関等とともに児童生徒を守り育てるために－	現職教員	兵庫県現職者研修	5⑤, 7①②③, 8①②③④⑤
11月	未定	宝塚市部活動に関する研修	現職教員	宝塚市研修	1①②③④⑤⑥, 2①②③④, 3②, 5①②③④⑤, 7①②③, 8①②③④⑤
1月	未定	人権教育	初任者	兵庫県初任者研修	1③④, 2②, 5①④
1月	未定	いじめに関する研修	現職教員	宝塚市研修	2②, 5①
2月	教育総合センター	宝塚市における人権問題（LGBTQ等）	初任者	宝塚市初任者研修	6①②
2月	教育総合センター	人権・同和教育	初任者	宝塚市初任者研修	6①②
2月	教育総合センター	宝塚市研究発表大会	初任者・現職教員	宝塚市初任者研修	1①②③④⑤⑥

※R4年度の研修計画について記載しています。

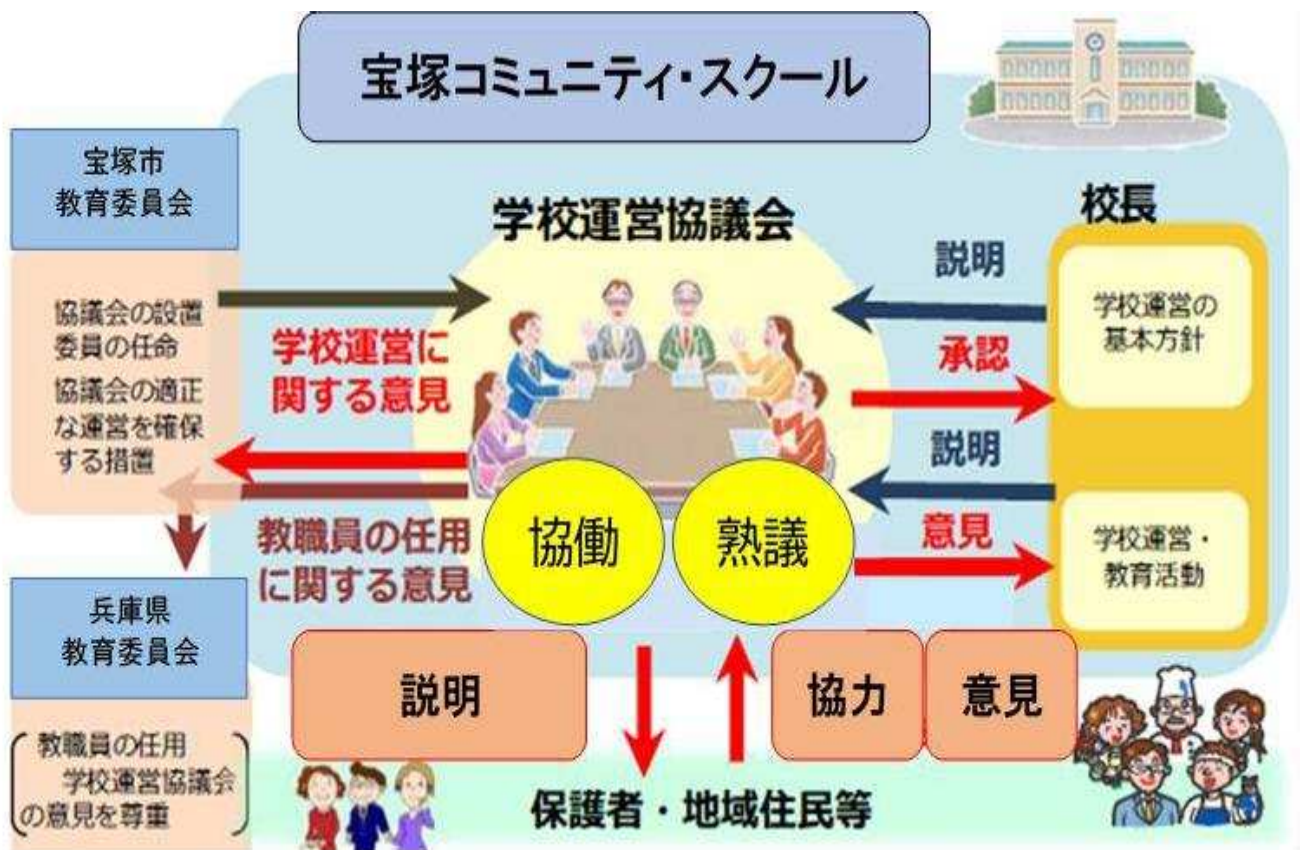
地域とともにある 宝塚コミュニティ・スクール

～学校・家庭・地域の連携を～

宝塚市教育委員会 令和4年（2022年）4月

子どもの豊かな育ちと学びを想像するためには、学校と地域の人々（保護者・地域住民など）が目標を共有し、一体となって教育活動に取り組むことが必要です。

コミュニティ・スクールにより、学校と地域の人々が「地域でこんな子どもを育てたい」という『めざす子ども像』に向かって、学校と地域が一体となり、地域の TAKARA（宝）である子どもを育てるために熟議と協議を重ね、学校運営に参画することを目指します。



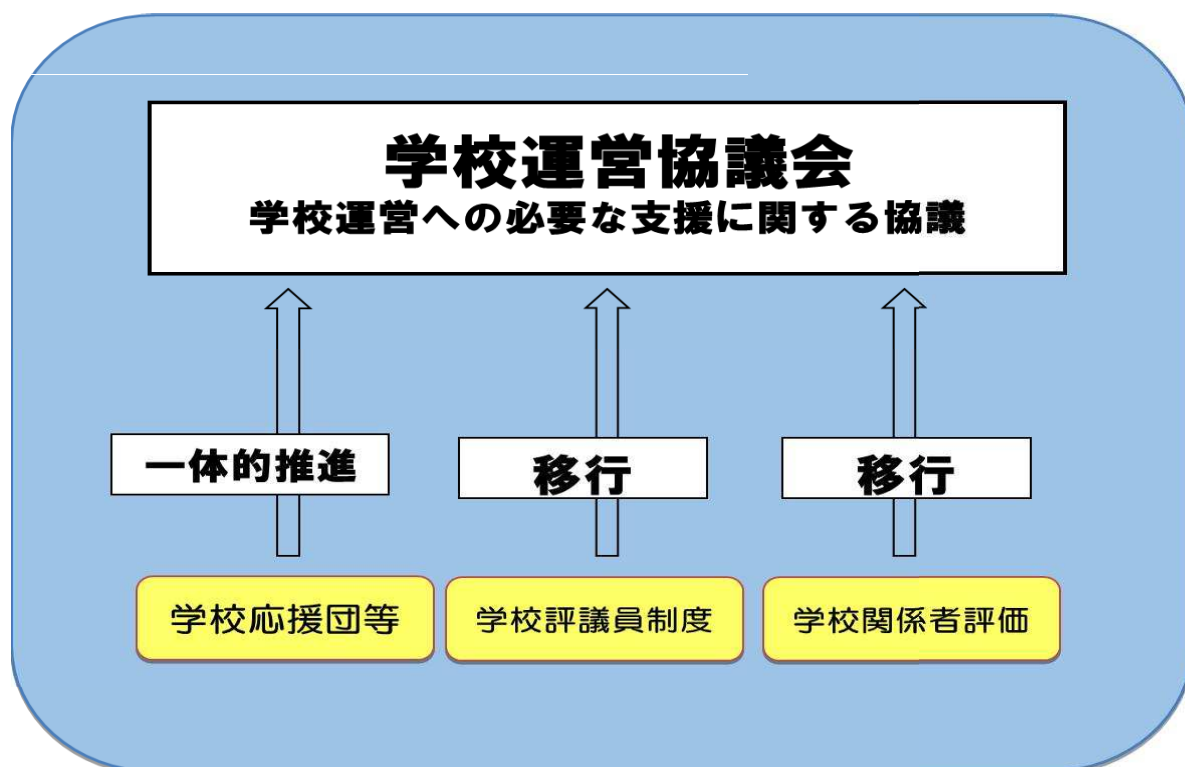
①コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクールとは「**学校運営協議会**」を設置している学校を指します。

学校運営協議会の主な機能

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

※学校運営の責任者が学校長あり、学校運営協議会が学校長の代わりに学校運営を決定、実施するものではありません。



学校運営協議会は、学校評議員や学校関係者評価委員会、また、学校応援団等、学校を支援いただいている組織を一体化した組織となります。学校運営協議会が立ち上がりますと学校評議員制度と学校関係者評価は移行されます。

②コミュニティ・スクール導入のメリット魅力

(1) 組織的・継続的な体制の構築＝ 持続可能性

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」です。

(2) 当事者意識・役割分担＝ 社会総掛かり

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識をもち、「役割分担をもって連携・協働による取組」ができます。

(3) 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

学校運営協議会や熟議の場を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できます。

☆子ども・学校・家庭・地域のためのメリット

子どもにとって	<ul style="list-style-type: none"> ● 子供たちの学びや体験活動が充実します。 ● 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。 ● 地域の担い手としての自覚が高まります。 ● 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。
教職員にとって	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が可能となります。 ● 地域人材を活用した教育活動が充実します。 ● 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。
保護者にとって	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれます。 ● 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。 ● 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。
地域の人々にとって	<ul style="list-style-type: none"> ● 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。 ● 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。 ● 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。 ● 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。

③コミュニティ・スクール Q&A

Q1	どのような仕組みで何を協議するのですか。
A1	学校運営協議会は、教育委員会から任命された委員が、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることで、学校運営に意見を反映する仕組みです。共通の目標・ビジョンを共有した上で、学校や地域の課題解決に向けた協議を行い、目標の達成に向かって連携・協働していきます。

Q2	学校協議会制度との違いは何ですか。
A2	学校評議員は、校長の求めに応じて個人の立場で学校運営に意見を述べるものであるのに対して、学校運営協議会は合議制の機関として学校運営に参画します。学校や地域の課題解決に向けた協議を行い、委員はそれぞれの立場で、目標の達成に向けて地域学校協働活動を推進していきます。

Q3	教職員の任用に関する意見にはどのようなものがあるのですか。
A3	学校運営協議会は、学校の基本方針をふまえつつ、保護者や地域の意見を学校運営により反映し、学校運営を充実させていくために必要な教職員の人事（分限処分、懲戒処分等は含まない）について宝塚市教育委員会を通じて任命権者に意見を述べることができます。具体的には「小学校における外国語活動の充実のために中、高の英語の免許をもった教員の配置を要望する」などがあげられます。

Q4	第4条の「学校経営計画に関すること」とは具体的に何をさしますか。
A4	めざす学校像と中期的目標、学校がめざす子ども像や取組目標とその方策のことをさします。学校経営計画を含めた学校運営の基本方針について、学校運営協議会の承認を得ます。

宝塚市教育委員会規則第4号

宝塚市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宝塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成4年教育委員会規則第6号）第14条の4第1項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(基本理念)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、宝塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該学校に在籍する児童生徒の保護者及び当該学校が所在する地域の住民の意見を聞くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校教育目標に関すること
- (2) 学校経営計画に関すること
- (3) 教育課程の編成に関すること
- (4) その他校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこ

ととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般（次項に定めるものを除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の配置に関する事項（個人を特定して行うものを除く。）とする。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は兵庫県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、少なくとも毎年度1回、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りではない。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 対象学校の教職員

(6) その他教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

4 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。

5 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、任命を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 第8条第4項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第12条 協議会は、会長が対象校長と協議の上、開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところに

よる。

4 対象学校の校長は、会長の許可を得て関係職員を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第13条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修等)

第14条 教育委員会は、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確かな把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第9条に反した場合

(3) その他解任に相当する事由があると認められる場合

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

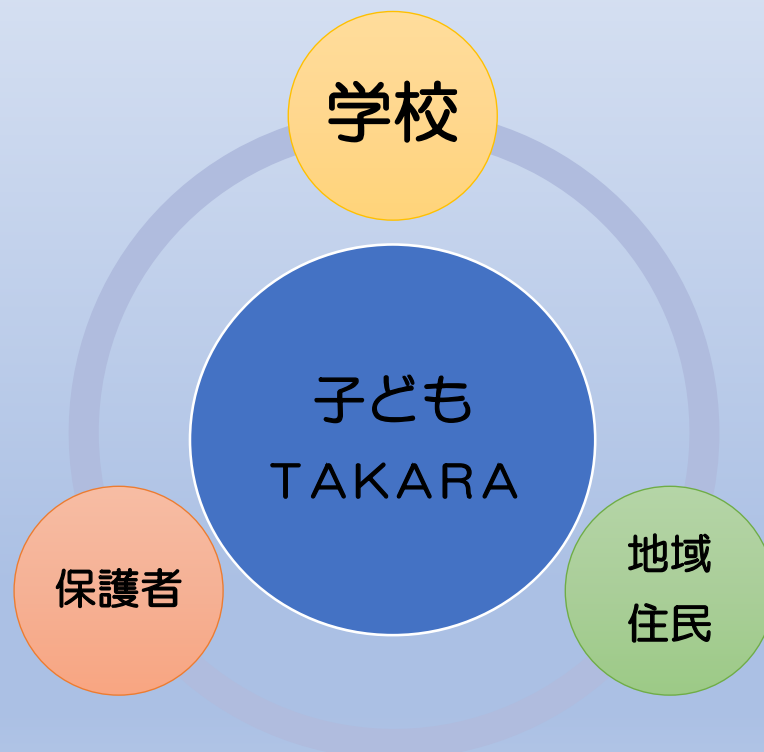
(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

宝塚市が目指す コミュニティ・スクール



令和4年（2022年）7月7日（木）

総合教育会議 資料

宝塚市が目指すコミュニティ・スクールとは？

- ①子どもの豊かな育ちと学び
- ②地域との目標共有

「地域のTAKARA（宝）である子ども」を育てるために、学校と地域が一体となる。

**熟議
協議**

宝塚市が目指すコミュニティ・スクールとは？



1 R3までとの違いは？

2 具体的な活動例は？

1 R3までとの違いは？

学校運営協議会は何が変わったのか？

文科型？

宝塚型？

学校運営？

責任は？

熟議？

何を話すの？

何回するの？

何を決めるの？

誰のため？

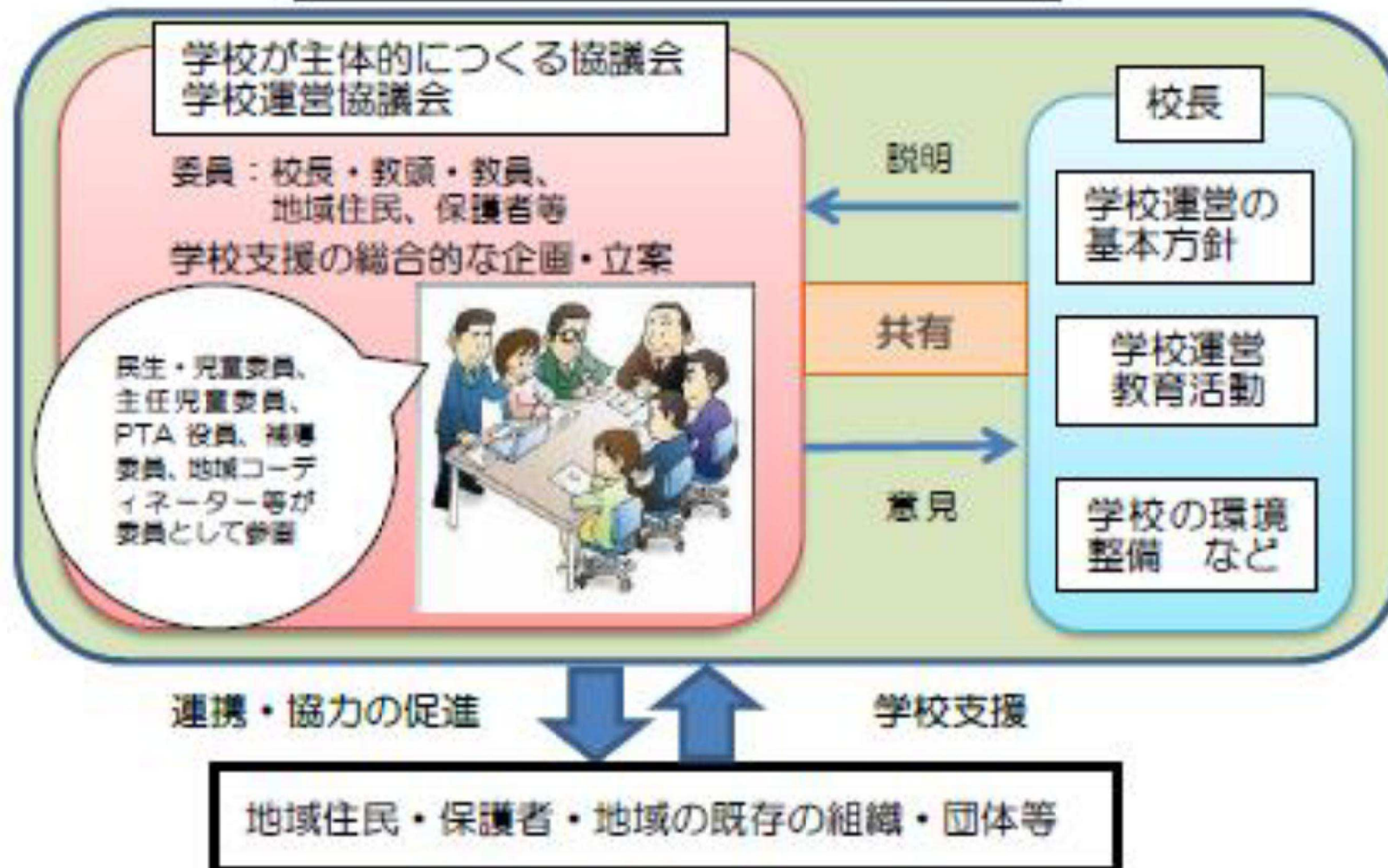
先生の任用？

何を支援するの？

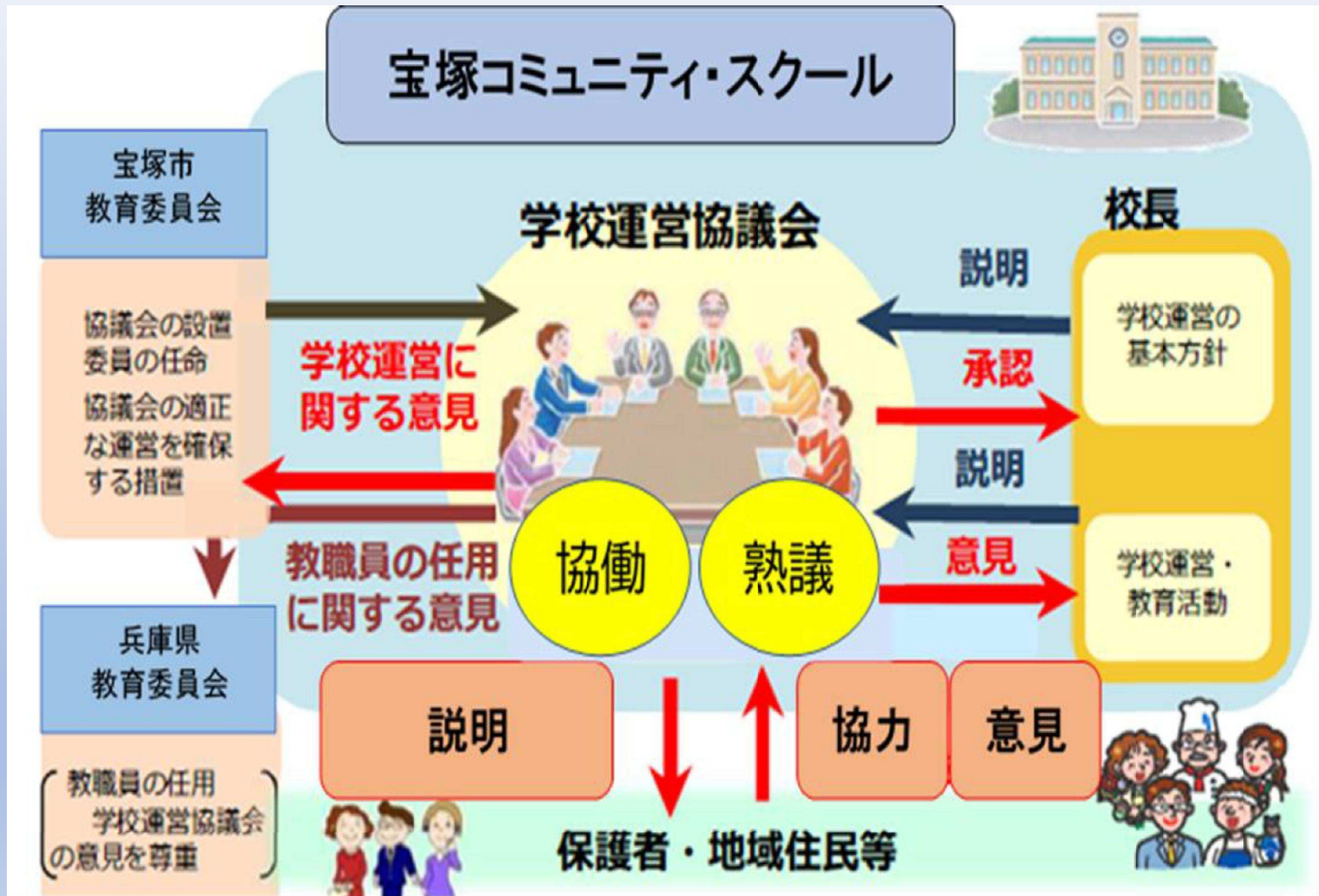


H30年～R3まで

宝塚コミュニティ・スクール



R 4 ~



学校運営協議会は何が変わったのか？

年度	令和3年度	令和4年度
役割	共有	承認
教職員の任用	記載なし	記載あり
取扱い	各校で要領を作成	教育委員会規則を制定
委員の身分	記載なし	特別職の公務員

2 具体的な活動例は？

学校をめぐる様々な課題

- 児童、生徒の生活に関すること
- 児童、生徒の安全に関すること
- 児童、生徒の学習に関すること
- 児童、生徒の健康に関すること
- 児童、生徒の体力に関すること
- 児童、生徒同士に関すること
- 児童、生徒の家庭的背景

2 具体的な活動例は？

学校運営協議会の中で・・・。

熟 議

本校では、

「児童、生徒の学習に関すること」

地域・PTA・ボランティア

協 働

1分間の真剣勝負



29人の
九九応援団



Sasahara
Elementary
School



【ポスター】の皆さんに「九九」「清掃」「環境整備」「委員会・クラブ活動」「図書整理・読み聞かせ」等さまざまな場面で子どもたちを応援いただいています。九九の聞き取りでは、**各自の学習時間**にわたり2年生の九九学習を応援いただきました。子どもたちは一人ずつ【1分間の真剣勝負】に取り組んでいます。



宝塚市 具体事例

- 「1年生の給食準備に人手が欲しい」
- 「1年生の下校について歩いてほしい」
- 「子どもたちと地域の方の距離を近づけたい」
- 「地域の子どもに体験活動をさせたい」
- 「あいさつができる子どもを育てたい」
- 「委員のみなさんに校内を見てほしい」



☆4月11日から下校見守りを行う

- ・10:30から地区ごとに分かれて下校に付き添う
- ・通学路の確認 危険箇所の確認
- ・地域や保護者の方の顔を覚える

☆4月20日から給食指導の補助を行う

- ・アルコール消毒 配膳 おかわり
- ・立ち歩き指導補助 手洗い指導補助 片付け指導補助

☆校長室前に委員さんの写真やカードを貼る

- ・好きな食べ物 ・得意なスポーツ ・おすすめ本
- ・子どもたちへのメッセージ

宝塚市 具体事例

「多くの人にボランティアの周知をしてほしい」
「○丁目の歩道が狭くて危ない」
「公園の滑り台の使い方がよくない」
「元気にあいさつしてくれてうれしい」
「地域行事への参加者を増やしたい」



☆運営委員会で手紙を作成し、活動について広報する

- ・ボランティア募集
- ・委員やボランティアを紹介する

☆通学路について学校、地域、保護者で対策を協議

- ・危険箇所を学校で呼びかける
- ・家庭、地域で注意喚起（必要に応じて見守り）

☆全校朝会やテレビ放送で地域行事をアナウンスする

- ・地域の方からの声を届ける
- ・参加したことがある子どもが思い出を話す
- ・地域や保護者があいさつをしてくれると嬉しい話をする

学校運営協議会の活動(例)

年度末には・・・

①1年間のふりかえり

②子どもの実態と課題

→学校、地域、家庭での様子を共有

③学校評価について

→アンケートの分析

④来年度の学校運営協議会について

→学校運営方針の承認

→委員委嘱について

その他の地域学校協働活動

プール補助 トイレ掃除 登下校の見守り
授業支援 生活支援 校外学習引率補助
下校時の引率 体育科器械運動補助
給食配膳 アルコール消毒 楽器指導補助
家庭科のミシン補助 園芸 行事の受付
プリント印刷 いもほり体験 昔遊び指導
タブレット指導補助 放課後あそぼう会
参観時の保育 部活動見守り
被服実習補助 草刈り 図書館解放

地域にお願いしたいこと

子どもたちのための協働活動を
一緒に考えてほしい

学校
運営協議会
委員

子どもたちのための協働活動に
参加してほしい

子どもたちのための協働活動に
参加する人を紹介してほしい

子どもたちのための協働活動に
参加する人と学校をつなぐ人を紹介してほしい

令和4年度（2022年度）スクールロイヤー配置事業について

宝塚市教育委員会

1 趣旨

暴力行為、いじめ、不登校等の子どもをめぐる課題への対応は依然として憂慮すべき状況にある。また、昨今、保護者による児童虐待の問題が深刻化しており、学校だけでは対応できない困難な事例が増加している。

このような子どもをめぐる課題への対応に関して、「子どもの最善の利益」に基づいて法的な観点から子どもの権利を守るのに必要な指導、助言を得るために、法律の専門家である弁護士をスクールロイヤー（以下「SL」という。）として配置し、学校園が家庭や関係機関と連携して子どもにより適切な支援が行えるよう体制を整備します。

2 SLの業務

(1) 学校園からの依頼に基づき、次の方法により法律相談を実施する。

ア 教職員がSLの事務所に赴く。

イ SLが学校園の各種会議に出席する。

(2) 法的諸問題に関する簡易な文書を作成する。

(3) 法的諸問題に関する研修を実施する。

3 担当弁護士

氏名	所属
野田 健人	神戸さざんか 法律事務所
中田 篤志	篤志法律事務所
高橋 千秋	井関法律事務所

4 法律相談の実施方法

別紙「スクールロイヤーの行動規範」に沿う

5 その他

※参照 宝塚市専門職活用マニュアル

※参考資料

宝塚市立学校園長 様

学 校 教 育 課 長

令和4年度（2022年度）スクールロイヤー配置事業について

陽春の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、教育委員会の事業につきまして、多大なご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、別添実施要項のとおり実施します。つきましては、この事業の趣旨等をご理解のうえ、スクールロイヤーを活用くださいますようお願いいたします。

また、本事業についての研修会等を行う際には、貴校関係職員の派遣についてご配慮願います。

問い合わせ先

学校教育課（担当：片上・加藤） 電話 0797-77-2028

※参考資料

スクールロイヤーへの相談カード

(様式1)

受付日時 令和 年 月 日

学校園名		担当者名	
電話番号		ファックス番号	
連絡先メールアドレス			
法律相談の内容	(相談の趣旨)		
	(事実経過)		

(自由記載欄)

法律相談の内容

市教委記入欄

月 日 (曜)	内 容 等

学校における専門職の活用について

宝塚市教育委員会

目次

はじめに	1
1 専門職活用について	2
(1) 学校における専門職とは	2
(2) 専門職活用の目的について	2
2 学校で事案が起きた場合の対応	3
(1) 会議の種類	3
(2) 今後の校内体制について	3
(3) 専門職チームの派遣が必要な際に	5
3 今後の学校体制の在り方について	6
(1) 管理職の役割	6
(2) 教職員の役割	9
(3) 各専門職の行動規範について	10

はじめに

社会や子どもを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、学校における子どもが抱える課題も年々多様化し、子どもの心情に配慮して丁寧に対応すべき事案が増えてきました。

このような中、令和4年度からは教育委員会に新たにスクールロイヤーを配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとともに、事案の早期解決や重大化を防ぎ、また教職員の事案への対応力を高める取組をすすめることとしました。

本マニュアルは、令和3年度に「宝塚市専門職の在り方研究検討会」を設置し、その検討会での議論をもとに多職種専門職を活用するにあたり、学校や教職員、教育委員会がどのような体制を構築し、どのような対応をしていけばよいのかをまとめたものです。

学校や教職員は、子どもの最善の利益を守り、子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、本マニュアルの内容を理解し、活用を進めていくようお願いいたします。

1 専門職活用について

(1) 学校における専門職とは

※本来教師も教育の専門職と捉えられますが、本稿では教師以外の専門職について記載します。

●スクールカウンセラー（以下：SC）

SC は、心理的視点から情報収集・見立て（アセスメント）や助言・援助（コンサルテーション）、また児童生徒・保護者・教職員に対するカウンセリング等を行う専門職

●スクールソーシャルワーカー（以下：SSW）※宝塚市から抜粋 OR 文科の定義

SSW は、児童生徒や保護者のニーズを把握し、事案の見立てと手立てを示し、福祉的視点からの支援を展開するとともに、学校や自治体をはじめとする関係機関への働きかけを行う専門職

●スクールロイヤー（以下：SL）

SL は、子どもの権利条約の理念に則り、子どもの最善の利益を最高位の価値と考え、事案対応に法的な視点からの助言を行う専門職

(2) 専門職活用の目的について

学校における専門職を活用するための目的は以下の2点にです。

- ① 子どもの最善の利益のため、教師が教育のプロとして、教科教育指導、生徒指導（生活指導）により一層注力することができるようになる。
- ② 教師の「子どもをめぐる課題を見立てる力」を養い、それぞれの専門家の専門領域を教師が理解した上で、教師を含め専門家それぞれの専門性を生かしながら協働し、「事案への教師の問題解決能力」を向上させる。

2 学校で事案が起きた場合の対応

(1) 会議の種類

校内支援会議：生徒指導委員会（いじめ、日々の子どもの課題への対応協議）、特別支援委員会（特別な配慮を要する子どもの課題への対応協議）などであり、子どもの課題に対して情報を共有して支援の見立てを行う会議。

校内コア会議：校内支援会議で出された情報を集めて共有し、子どもの課題への対応について全体で把握する会議。校内ケース会議が必要なケースを確認。

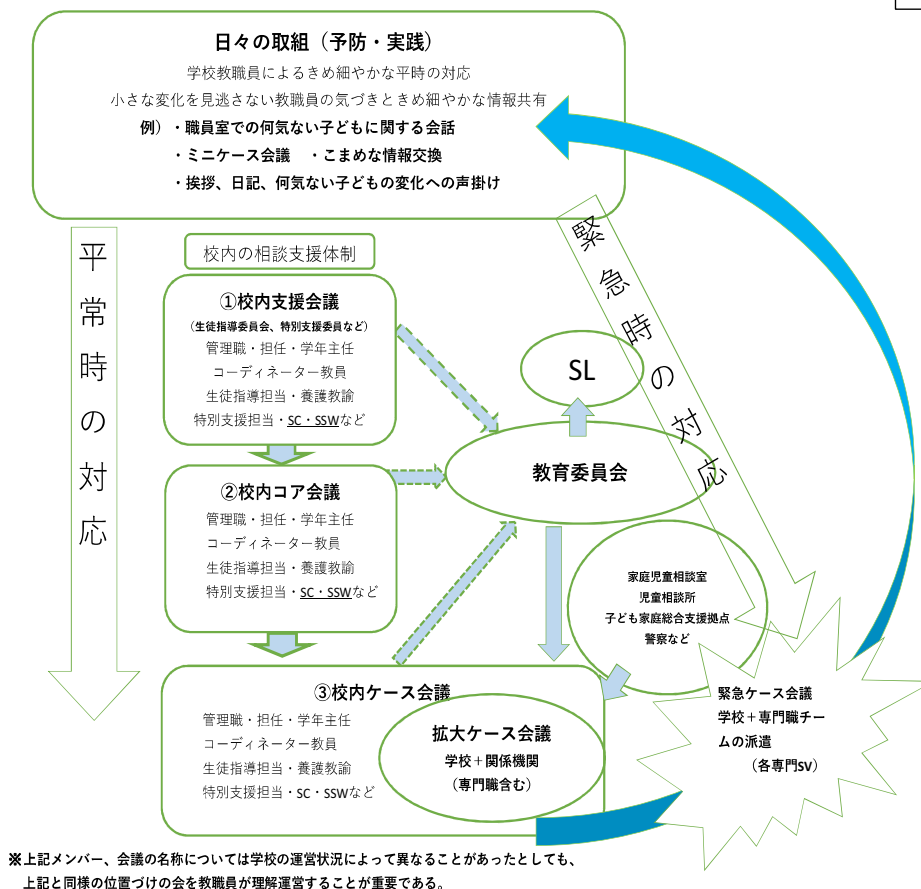
校内ケース（個別）会議：校内コア会議の結果、1件対応（個別）しなければならない案件の会議。必要に応じて専門職参画。

拡大ケース会議：校内ケース会議を拡大したケース会議。教育委員会や関係機関も参加し、アセスメントに基づく支援方針を決定し、目標を共有した上で、それぞれの役割を確認するケース会議。

緊急ケース会議：生命を脅かす事案など、緊急に対応しなければならない案件の会議。

(2) あるべき校内体制について

図 1



専門職として活用する SL について

現在、本市の小中学校では SC や SSW を配置し、活用しています。この度、新しく導入される SL については、本市にとって初めての取組になります。そこで、SL 導入に当たってどのような案件を SL に相談するのかについて、以下に留意点を挙げておきます。

- ① 比較的軽微な事案であっても校内支援会議で相談が必要であると判断した場合は、教育委員会学校教育課をとおして、気軽に相談してください。
- ② SL からの助言は、子どもの権利を中心とした法的視点から行われます。あくまで子どもを中心に置いた内容となるため、学校、保護者や大人などに対する助言もあることを想定しましょう。
- ③ SL への相談については、事案を精査して報告することは大切ですが、チーム学校の一員としての役割を担っています。子どもの権利・教育のために協働する一員であるという事を念頭に、教育委員会学校教育課に気軽に相談し、積極的に活用しましょう。

【教育委員会に気軽に相談をしましょう】

今回、専門家活用について学校に伝えたいことは、「事案が発覚した際、教職員が事案に遭遇した際に、図1のような校内体制をとることと併せて、教育委員会に気軽に相談し、学校と教育委員会が協働で子どもの権利を守っていく。」ということです。

今回、本市で新しく SL を導入することで、専門職に相談をすることに対するハードルを下げていきたいと考えています。そのためには、困ったことがあれば、教育委員会に相談してください。教育委員会は学校の事案を共に整理し、専門家につなぎます。学校は、校内の体制を図2のように確立し、スムーズな事案への対応を行えるよう日頃からの準備をお願いします。

【協働で事案に取り組んでいきましょう】

事案のスクリーニング（仕分け）は一見、難しいように感じますが、教育委員会は学校と共に事案の整理を行い、事案が起きた際、何をどのように相談するかについて学校が精査しやすいように協力して取り組んでいきます。

また、各専門家に相談する際は、教育委員会指導主事が可能な限りその場に同席して、助言を受けた後の対応についても一緒に考えていきます。チーム学校の一員として「協働」で専門家の活用を行っていきたいと思います。図1の対応の順序はあくまで目安です。事案によっては、専門職が入るパターンとそうでないパターンもあります。フロー図を参考に、どの事案について専門職に入ってもらおうかを検討しましょう。

(3) 専門職チームの派遣が必要な際に

【事案の整理を行きましょう】

校内の会議で専門職の派遣が必要であると判断された場合は、校内で話し合われた支援に対する見立て、手立てを取りまとめた資料を用意しましょう。(資料は簡単なメモ書き程度で構いません。)

校内でまとめている資料の整理を行うときに何をどのような形ですれば良いか迷う場合もあります。そのような時は、ためらわず教育委員会に連絡をお願いします。事案整理を教育委員会が学校と「協働」で行い、よりスムーズな専門職との連携が行えるようにします。

事案に応じて適宜資料の整理が必要となりますが、学校が教育委員会と協働で事案を整理していき、専門家に何を相談するかを十分に精査することにより、校内で事案の整理もすすみ、事案の早期解決につながることも少なくありません。

また、事案を整理することで、外部から派遣される専門職からの助言もより明確になり、事案に対する共通の理解が図られ、より早期の解決に繋がります。十分に整理されていない状態であると感じても、ためらわず教育委員会に相談してください。

【緊急事の対応について】

図1に示すような、緊急的な事案が生じることも考えられます。その場合は、平常時の対応ではなく、緊急的な対応をしなければならない場面も想定されます。

子どもの課題への対応は、日々の学校の教育実践（平常時）と緊急の学校の対応と区別して考えるようにしてください。

どちらにおいても大切なことは、あくまでも子どもをめぐる課題に対してあくまでも学校を中心に子ども支援の観点から連携を取り合って対応していくことです。

3 学校体制の在り方について

子どもをめぐる課題への支援・対応を行うため、学校においては、教職員、学校における専門職（SC,SSW,SL）などの関係者が一体となった校内支援体制づくり、関係機関や地域との連携体制を整え、コーディネーター教員の役割を明確にすることが必要です。

（1）管理職の役割

管理職は、児童生徒や地域の実態を踏まえ、学校の教育目標を示し、チーム学校のリーダーとして教職員及び各専門職などの意見や取組の方向性の共有を図るとともに、学校の教育目標の実現に向けて学校を運営し、教職員、専門職が一体となった教育活動が行えるようにすることが重要です。

また、市教育委員会があらかじめ定めている方針を理解し、教育委員会にどのような案を報告すべきか、緊急時にはどのように対応していく必要があるのか等について、教職員にも周知しておく必要があります。

さらに、校内支援体制を学校の運営の一環として位置付け、教職員が児童生徒をしっかりと受け止め、学習指導、生徒指導、進路指導のそれぞれの場面において適切な指導と支援を行っていくことができるように、環境の整備や教職員への指導・助言を行う必要があります。具体的には以下のとおりです。

【学校内の体制について】

（ア）教職員、専門職等の関係者が連携した校内支援体制づくり

教育相談体制を作るためには、既存の会議を活用するなどして、「校内で役割のある教職員と専門家により、早期から学校組織として事案を把握するための会議」及び「個別事案に対応するためのケース会議」を実施する必要があります。早期から学校組織として事案を把握する会議を定期的実施することで、重大に事案に至る前に予兆を発見し、早早期の支援・対応が可能になります。

会議は、子どもをめぐる課題等を確認した場合にその疑いが生じた際に速やかに開催し、関係者が把握している情報の共有や、何を目標に、誰を中心に、誰が何をするのかを明確にした支援策を決定し、関係者が役割分担して組織として対応することが重要です。

さらに教育委員会所属の専門職 SV（スーパーバイザー）や担当指導主事と連携をとり、事案の状況把握及び支援方針の決定を教育委員会と協働で行い、目標を共有し、組織的な取組を進めていくことが重要です。

(イ) 子どもの課題をめぐる些細な変化を見逃さない体制づくり

子どもをめぐる課題が深刻になる前に、教職員、専門職がその兆しを見逃さない体制を構築する必要があります。

子どもをめぐる課題への相談が、学校に直接あった場合や緊急にケース会議を開催する必要性が生じた場合等の教育相談に係る事案には、その他の活動よりもケース会議を優先するよう教職員に徹底することや、学校及び学級の課題把握のため、専門職が授業・行事への参加及び視察などを行い、普段の学校生活を子どもと一緒に過ごすことができるような取組が重要です。

(ウ) コーディネーター教員の指名

重要！

子どもをめぐる課題への対応は、学校が組織として対応する必要があります。そのため、学校全体の児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握し、学校内及び関係機関などとの連絡調整、ケース会議の開催などの子どもの抱える問題の解決に向けて調整役として活動する教職員をコーディネーター教員として指名し、コーディネーター教員を中心とした教育相談体制を構築する必要があります。

コーディネーター教員の指名に当たっては一人の教員に過度の負担がかからないようにすることが大切です。コーディネーター教員は学校の規模にもよりますが、学校の実情に応じて柔軟な対応を行い、複数の配置をすることも効果的です。各学校においては、コーディネーター教員が校内で機能する体制の構築が必要になります。

コーディネーター教員の役割分担（例）

A：情報収集（各クラス状況収集）、事案の一覧作成

B：専門職との窓口、専門職・関係機関との連携が必要な事案の精査

C：ケース会議の開催調整、進行、まとめ（記録）

●専門職と連携する際の留意点

- ・外部専門職に依頼する際、学校で主体的に対応できる仕組みにしましょう。
- ・校内のコア会議に専門職（SC or SSW）がメンバーとして参加しましょう。
- ・日ごろからこまめな情報提供を専門職にするなど連携を図っていきましょう。

●コーディネーター教員に関する留意点

- ・校内コーディネーター間の連携を図りましょう。
- ・校内で役割分担に基づく連絡体制を取りましょう
- ・情報収集担当、窓口担当、資料作りなど、複数で分担していきましょう
- ・学年担当などに関わらず校内で連携して対応していきましょう。
- ・分野（いじめ・虐待・不登校など）を横断した視点で対応していきましょう。

(エ) 教職員への理解促進

学校における職務及びその連携について、教職員の理解を図る必要があります。チームが有効に機能するには、各専門職、教員の役割を互いに理解し、それぞれの役割が異なるからこそ連携が重要であるという発想を醸成することが求められます。そのため校内研修を活用し、それぞれの専門性について理解を深めることが大切です。

学校における専門職の活用と専門性への理解が進むことにより、教職員の基本的なカウンセリングの理論・技法の習得や、関係機関との連携の進め方などについて知見が深まり、子どもの課題をめぐる支援の幅が広がります。専門職の活用を通して子どもを中心とした支援の進め方を共に考えていきましょう。

【学校外への関わりについて】

(ア) 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した学校内、学校間、関係機関との情報の共有と連携

児童生徒の発達を組織的・計画的・継続的に支援していくために、学校は、当該児童生徒に係る情報やケース会議等において決定した支援策や成果等について**連携シート**を活用するなどして、学校内（学年間含む）、学校種間（小学校から中学校、中学校から高等学校等）、関係機関との間で情報の共有及び連携を図り、児童生徒への理解を深め、発達段階に応じた組織的な支援の充実を図る必要があります。

なお、共有する情報は個人情報であることから、情報共有においては、児童生徒本人や保護者の同意を得ることを原則とすることが重要です。

(イ) 地域の関係機関や地域全体との連携体制づくり

学校における専門職の効果的な活用を促進するため、地域の関係機関を十分に把握し、日頃から連携を図るなどしてネットワークを構築する必要があります。

また、住民相互の見守りなど地域社会の果たす役割も有効であることから、例えば、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部等の仕組みを活用し、活動を通してつながること、学校と地域が連携・協働できる体制を構築することが重要です。

(ウ) 児童虐待を発見した場合の対応について

疑いを含め児童虐待を発見した場合、すぐに（※）通告することが必要です。（※通告は、発見した日の早い時間に行ってください。一時保護などが必要となる場合、保護の決定までに関係機関での協議や児童相談所への連絡、調査など相当な時間を要します。児童の下校時間までに対応するためにも朝一番に通告をしてください。）通告先は市家庭児童相談室または川西こども家庭センター（児童相談所）です。

子どもの様子や校内で把握している情報を通告先に伝えます。子どもに傷やあざがある場合、その大きさや色など客観的な情報が重要になります。実際に子どもや保護者にどう対応していくかは、学校と教育委員会、家庭児童相談室等とで協議しながら決定していき

ます。

児童虐待等の対応には、要保護児童対策地域協議会を活用します。この協議会は児童福祉法に基づく協議会で、守秘義務違反に問われることなく関係機関で支援に必要な範囲で情報共有することができ、そして協議会メンバーには協議会で共有された情報について守秘義務が課せられます。

本市要保護児童対策地域協議会の調整機関は、子育て支援課家庭児童相談室です。児童虐待の背景には子どもや家庭が抱える様々な課題や要因があり、一機関だけでは十分に支援することができません。協議会を活用することで、関係機関が情報を共有し、各機関の役割や強みをいかしながら、支援方針を同じくすることで効果的に子どもや家庭に支援を行います。

(2) 教職員の役割

子どもの心理的又は発達の課題は、不登校、いじめ等具体的課題として明確になる場合、日常的行動観察により気付く場合や児童生徒の学業成績、言動、態度、表現物の変化等を通して気付く場合があります。

児童生徒の課題を少しでも早く発見し、課題が複雑化、深刻化する前に指導・支援できるように、学級担任には児童生徒を観察する力が必要です。

また、一人で抱え込まず、組織として対応する意識を持つことも重要です。学級担任は、学級に在籍する児童・生徒と接する機会が多いことから、子どもをめぐる課題に直面する機会が多くなります。子どもをめぐる課題は多様化していますが、初期対応を丁寧に行うことで、きめ細かな支援が可能になります。子どもをめぐる課題を第一に発見する可能性の高い学級担任は、子ども支援の視点から丁寧な観察と対応を心掛けることが大切です。

また、養護教諭は、全児童生徒を対象として、入学時から経年的に児童生徒の成長・発達に関わっており、また、いじめや虐待が疑われる児童生徒、不登校傾向である児童生徒、学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒、障害のある児童生徒等と関わる機会が多いため、健康相談等を通じ、課題の早期発見・対応に努めることが重要です。

その際は、養護教諭は、学校医、医療機関等の関係機関との連携について適切な判断を行うとともに、校内委員会等学校内組織の一員として、学級担任、SC、SSW、その他学校内の関係者と連携して対応していくことが重要です。

(3) 各専門職の行動規範について

・SL 行動規範について

1 価値原則

- (1) スクールロイヤーは、すべての子どもを、その出自、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、経済的状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重し、子どもの権利条約の理念に則り、子どもの最善の利益を最高位の価値と考えて行動する。
- (2) スクールロイヤーは、学校における、いじめ、体罰及び差別などのない、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指す。
- (3) スクールロイヤーは、本倫理指針及び弁護士倫理に則りその職務を遂行する。
- (4) スクールロイヤーは、専門的力量を発揮し、その専門性を高める。

2 倫理基準

(1) 子どもに対する責任

- ① スクールロイヤーは、子どもとの専門的援助関係を最も大切にし、それを自己及び関係機関の利益のために利用しない。
- ② スクールロイヤーは、業務の遂行に際して、子どもの利益を最優先に考える。
- ③ スクールロイヤーは、子どもに対し必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供し、子どもの意思を確認する。
- ④ スクールロイヤーは、子どもの自己決定を尊重し、子どもがその権利を十分に理解し、活用していけるよう援助する。
- ⑤ スクールロイヤーは、意思決定能力の不十分な子どもに対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。
- ⑥ スクールロイヤーは、子どものプライバシーを最大限に尊重し、関係者から情報を得る場合、個人情報保護法、児童虐待防止法その他個人情報の取扱いに関する法令に則り誠実に対応する。
- ⑦ スクールロイヤーは、子どもや関係者から情報を得る場合、その秘密を保持する。秘密の保持は、業務を退いた後も同様とする。

(2) 教育現場における倫理責任

- ① スクールロイヤーは、教育現場が子どもの最善の利益に基づいた最良の業務を遂行するよう助言をする。
- ② スクールロイヤーは、専門職種相互の専門性を尊重し、多職種と連携・協働する。
- ③ スクールロイヤーは、倫理上のジレンマが生じる場合、教育現場が本指針を尊重し、その精神を順守するよう働きかける。スクールロイヤーは、教育現場から助言を求められ、それに応じて助言をする立場であるものの、教員、学校及び教育委員会の代理人という地位になることはないことを確認する。

(3) 社会に対する倫理責任

スクールロイヤーは、専門職としての社会的信用を得るため絶え間なく努力する。また、信用失墜行為を行わない。

・SSW、SC 行動規範について

今回、本市において新しく導入される SL については、行動規範を示していますが、かねてより活用している SSW と SC については、以下の URL から参照して、再度有効な活用ができるようにしていきましょう。

・SSW 行動規範について

公益社団法人 日本社会福祉士会

<https://www.jacsw.or.jp/citizens/rinrikoryo/documents/kodokihan.pdf>

・SC 行動規範について

文部科学省 兵庫県におけるスクールカウンセリング実施のためのガイドライン

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/shiryo/attach/1369891.htm

議題2 その他の教育課題について(中山台小学校開校(中山桜台小学校と中山五月台小学校の統合、小中一貫教育の取組))

1 中山台小学校の開校(中山桜台小学校と中山五月台小学校の統合)

(1) 学級数・児童数

	中山桜台小学校 (令和3年5月1日現在)		中山五月台小学校 (令和3年5月1日現在)		中山台小学校 (令和4年5月1日現在)	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
1年生	2	67	1	8	3	72
2年生	3	84	1	20	3	73
3年生	3	77	1	16	3	101
4年生	3	73	1	20	3	92
5年生	3	76	1	13	3	95
6年生	2	66	1	19	3	89
計	16	443	6	96	18	522
特支	4	17	3	6	5	24
合計	20	460	9	102	23	546
校長	1		1		1	
教頭	1		1		1	
学級担任	16		6		18	
特支担任	4		3		5	
新学習システム	1		2		2	
専科	2		1		3	
養護教諭	1		1		1	
統合加配	0		0		3	
教員計	26		15		34	
事務職員	3		1		3	
用務員	1		1		2	
給食調理員	4		3		5	
教員以外計	8		5		10	
合計	33		20		44	

(2) 学校教育目標等

- | | |
|-----------|--|
| ① 学校教育目標 | 自分も人も大切に 新たな道を切り拓く 中山台っ子の育成
～自立・挑戦・思いやり～ |
| ② めざす子ども像 | 自ら考え、やりぬく子
失敗を乗り越え、挑戦する子
互いの良さを認め合う子 |
| ③ めざす教師像 | 子どもの可能性を信じ、励まし続ける教師
自ら学び、共に成長する教師
つながりを広げ、協働で高まりあう教師 |
| ④ めざす学校像 | 地域・保護者と共に子どもたちを育む学校
一人一人が心地よく伸びる学校
心のふるさととして愛され、誇りとされる学校 |

2 学校統合後の子どもたちの様子

統合を不安に思う児童については、事前の交流授業（活動）による不安を解消する取組もあり、統合後では新たな友達との出会いもあり、子どもたちは生き活きと学校生活を送っている。

【主な効果】

- ① 学校規模の適正化
- ② 加配教員による教職員配置の充実
- ③ 学校施設の充実
- ④ 児童指導上の効果
- ⑤ 学校、児童育成会等での生活上の効果

3 中山台地域における小中一貫教育の取組

小中一貫教育については、全市的な取組として「宝塚市教育環境審議会」に諮問し、答申を得たところである。

この答申に基づいて本年中に本市の小中一貫教育に関する基本方針（案）を策定し、パブリック・コメントを経て年度内には一定の方向性を示す予定である。

この基本方針の中にモデル実施として中山台小学校と中山五月台中学校における小中一貫教育（義務教育学校）に関する方針を盛り込む予定としている。

そのため、7 月中には教育委員会内に（仮称）小中一貫教育推進会議を立ち上げ、基本方針の根幹となる本市における小中一貫教育（義務教育学校）の骨格を策定する。

また、同時に中山台地域のコミュニティ、地域団体、保護者等の代表者で構成する中山台地区教育環境適正化検討委員会との連携により、小中一貫教育の肉付けを行うなど、地域との協創による小中一貫教育の取組を進める。